

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針 深川市立深川小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の人権尊重の理念に基づき、深川市立深川小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導小委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任により設置する。いじめアンケートの結果を受けての対応やいじめの事態が判明した際に、即時委員会を開催する。

(2) 知る会

学期1回特別支援推進委員会と同時開催し、全教職員で問題傾向等を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行い、共通理解を図る。

(3) 生徒指導交流会

月1回、職員会議後に各学級の児童の様子及び継続指導児童等について情報を交流し、全教職員で共通理解を図る。

3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(別表1)

4 いじめ防止年間指導計画

(別表2)

5 教育委員会や関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を報告する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) 関係機関との連携

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を教育委員会に報告すると共に保護者へ公表する。

- ・いじめに対する組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導する。
- ・児童生徒等の状況を踏まえた目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導する。
- ・教職員の評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう指導する。

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである。生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章小学校

第35条市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章総則（定義）

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

(重大事態への対応)

「いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるとき」「いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」「不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安として一定期間連続して欠席している場合」など迅速に着手する。

平成30年1月「北海道いじめ防止基本方針」改定により波線が修正箇所

【別表1】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

		児童への直接かかわる取組	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"> ○個々の性格、価値観の理解(特活・道徳・日常生活) ○児童間の人間関係構築、教師側の把握 (Q-U、グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の活用) ○教育相談の実施、生徒指導交流会、知る会での教師間の情報交流・共有 ○縦割り班での清掃活動、集会・行事への参加 ○<u>教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の自尊感情の育成 ○家族間での豊富な会話、子どもの状況把握 ○善悪の判断の育成 ○規則正しい生活リズムの構築 ○地域における挨拶、声かけ(すき焼き隊の活動)
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"> ○集団から離れている児童への声かけ ○児童からのアンケートなどでの情報収集、日常の会話や状況把握。定期的な教育相談 ○持ち物の紛失、いたづらがあつた際の即時対応と原因追究 ○<u>ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢を持つ</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常における積極的な子どもとの会話 ○保護者間の連携・地域からの情報収集 ○服装の乱れ汚れ、けがの確認 ○子どもの持ち物の紛失・増加の確認
いじめ発生時の基本的対応		<ul style="list-style-type: none"> ○被害児童の安全確保 ○学年間の連携、生徒指導委員会での<u>組織的な対応</u> ○児童への学年集会・全校集会での対応 ○今後の継続的な未然防止策の構築 ○全教職員への周知、今後の方針の提示 	<ul style="list-style-type: none"> ○事実の伝達と指導方針への理解 ○事実把握の協力要請 ○今後の指導方針への理解
いじめへの対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺児童からの状況把握、迅速な初期対応 ○被害が継続しない体制づくり、関係機関との連携 ○原因や背景の調査による根本的な解決 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもからの聞き取りによる事実の把握 ○事実の伝達と理解・協力の要請 ○児童の実態や気持ちの把握 ○問題解決に向けた学校の方針への理解と協力 ○児童を守ることへの共通理解 ○保護者への適切な対応
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○事実確認と毅然とした態度での対応 ○原因や背景の調査による根本的な解決 ○関係機関(警察・児童相談所・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもからの聞き取りによる事実の把握 ○<u>いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。</u> ○具体的な事実確認・伝達 ○いじめられた児童を守る対応をする事への理解 ○被害児童・保護者への適切な対応 ○保護者への適切な対応

	<p>直接関係がない児童</p>	<p>○傍観がいじめに加担すること、いじめられた児童の苦しみの理解</p> <p>○善悪の判断をしっかりとし、自分の意思で行動することの大切さの指導</p> <p>○他人事ではなく、当事者の気持ちになれるような継続的な指導</p>	<p>○いじめに気付いたとき、傍観者とならず学校や保護者へ伝えることが出来るような指導</p> <p>○どんな場合でもいじめる側や傍観者にならないような強い意志の指導</p>
	<p><u>いじめの解消</u></p>	<p>○ <u>いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。</u></p> <p>① <u>いじめに係る行為が止んでいること</u></p> <p><u>・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。</u></p> <p><u>・期間は少なくとも3か月を目安。</u></p> <p><u>・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。</u></p> <p>② <u>被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</u></p> <p><u>・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。</u></p> <p><u>・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。</u></p> <p><u>・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。</u></p>	

別表2 いじめ防止年間指導計画

深川市立深川小学校

